

防衛大臣宛ての質問書を提出

去る1月16日に八板市長が防衛省を訪問し、山本防衛副大臣に4項目にわたる防衛大臣宛ての質問書（※以下の「質問書全文」参照）を渡しました。

昨年末、副大臣から、馬毛島の土地の取得状況、米軍艦載機離着陸訓練（FCLP）施設設置に向けた各種調査の計画等について説明を受けました。



しかしながら、調査は施設設置が可能かどうかを調べる目的であり、具体的に整備内容等を示したうえで、地元（西之表市）の意見を求め最終決定することです。

現段階では、どのような施設配備や訓練内容になるか不明です。したがって、私たちの生活にどのような影響があるのか、わからない状況にあります。

今回、こうした説明を受け FCLP 施設設置についての是非を検討する前に、常々、市民や議会等から寄せられる疑問点について、質問書という形で提出したものです。

副大臣は、市長から渡された質問書について、内容を見てしかるべきタイミングで回答するとし、「馬毛島への自衛隊施設の整備は、日本の安全保障や日米同盟の深化に重要である」と説明しました。

また、今月21日から馬毛島で現地調査を行い、市長や議会、住民にも丁寧な説明を行いたいと述べました。本市は調査結果の説明を求め、国もそれに応じると答えています。

(～質問書全容～) (※防衛大臣宛て…表紙(右の写真))

の後に以下の文が続きます。)

馬毛島は単なる無人島ではありません。

馬毛島は、現在無人島となっているがゆえに国の防衛政策の計画に組み込まれておりますが、そもそも無人島になったのは、種子島の地域住民の幸福のために、旧島民らが島を出たからです。ところが、無人島となってから約40年を経過しても島民の希望する有効利用は実現されていません。そのため、私は市長就任以来、馬毛島の活用策について模索し続けています。

馬毛島への米空母艦載機離着陸訓練(FCLP)施設の設置は、まだ決定していないと認識しています。

地元住民の生命・財産を守り、市民の幸福に資する利用を図るべき地元自治体の長として、FCLP施設設置の是非を論じる前に、下記について、質問します。令和2年2月14日までにご回答願います。

記

1 森林法に基づく許可申請及び届出の範囲を超える開発及び伐採を不問に付すかのような土地購入のあり方について

前地権者は、伐採届、林地開発申請を繰り返し、結果、土地の形質は変わり巨大な十字形の路面を造成しました。豊かな自然は大きく損なわれました。

本市や鹿児島県は、これまで法令に基づく現地調査を申し入れてきましたが調査のための入島は困難を極めています。一方で防衛省は昨年、現地調査を行ったものと理解しています。

前地権者は県の聴聞会で、法が禁じる樹木の抜根を認めています。また、「鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害責任裁定申請事件における裁定」の中では、「許可申請及び届出の範囲を超える開発及び伐採をしているものと認められる」と違法性を指摘しています。

行政としては、このような事実を看過するわけにはいきません。

現況下での買収行為については、許可申請及び届出の範囲を超える開発及び伐採を不問にし、容認するものと捉えられます。森林法に基づく原状回復命令も想定され、買収価格の根拠となった不動産鑑定との齟齬が生じる可能性もあると考えます。これらについての見解を伺います。

2 土地価格の算定について

報道等によると、馬毛島の土地の大半が当時の開発会社へ払い下げられた時から、今回の防衛省による買収に至るまで、著しい土地価格の変動があったと思われます。本市の土地評価への影響も見込まれますので、根拠や算定方法について明らかにしていただきたいと思えます。



3 自然・歴史・文化の保護・継承について

馬毛島には、ソテツ自生群(西之表市指定記念物)、椎ノ木遺跡、葉山王籠遺跡、トーチカ、標的、津波石、漁労小屋群、集落址(サンゴの石組み)、マゲシカなど貴重な自然、歴史・文化的遺産があります。

これら、馬毛島が持つ貴重な自然、歴史・文化的遺産の保護・継承についてどう考えるか、見解を伺います。

4 地元の理解について

2011年6月21日、日米安全保障協議委員会において、突然、馬毛島はFCLP施設の検討対象とされました。さらに、あくまでも検討対象としながら、地元の意向を後回しにして土地の買収を進めるなど、地元の頭越しの対応は、甚だ遺憾とするところです。

国と地方公共団体の関係性及び国が専権的(地元の頭越し)にFCLP施設を設置できる根拠について問います。

我が国の領土において、米軍施設でも自衛隊施設でもない場所への米軍訓練施設設置は、国政の重要事項です。

憲法第41条は国会が唯一の立法機関であると規定する中、新たな基地をどこにどのような条件で設置するかは、国会での審議を経て「法律」の制定が必要となる事項ではないでしょうか。

また、憲法第92条は、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は「法律」で定めることを規定しています。言うまでもなく、FCLP施設は自治体の権限を制限します。「法律」の制定など民主的な手続きが必要ではないでしょうか。見解を伺います。

令和2年1月16日

西之表市長 八板 俊輔



(※報道関係者を前に質問書を副大臣に手渡す様子)

▲今回の防衛省訪問を踏まえ分かったことは、

- * 国が FCLP 施設の設置に向け、準備を進めている現状に変わらない。
⇒ 調査の概略やスケジュールなどは市へ文書で知らせるとのこと。
- * 馬毛島の FCLP は現状では検討対象であり候補地のままである。
- * 今回の副大臣の冒頭のあいさつでも面会でも、「自衛隊施設の整備」と述べられており、FCLP がぼかされた形で進めている印象を受ける。
- * 今回の面会でも、具体的な施設配備や再編事業など明らかにならなかった。
⇒ ある程度調査が煮詰まった段階で施設計画の説明をするとのこと。
⇒ ただし、国防という機密的な性質を理由に、現地調査結果の開示については検討したいとしたものの、調査で得られた馬毛島の構造や整備内容の細部の説明は難しいとのこと。
- * マゲシカの生息状況は開示できる。



■本市としましては、

国に質問書の回答を 2 月 14 日までに示してもらおうこととし、国の考えを確認いたします。

現時点では、FCLP 施設設置の可否について判断できる材料（例えば、騒音については飛行経路であったり、再編事業の具体的詳細など）があまりにも不足しており、このような状況下で設置可否（賛否）を論じることはさけないと考えます。

明確な判断材料が不足している状況下で、憶測に基づく賛否の意見を多く耳にします。馬毛島問題は先祖代々のふるさとを未来の子孫に引き継ぐ重大な選択でもあり、私たちはしっかりとその責任を果たす必要があります。賛成・反対、どちらにも得るもの失うものがあります。慎重な対応が求められます。

引き続き、市民のみなさまの声に耳を傾けながら対応してまいります。